

令和 年度 市・県民税申告書
(上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税方式選択用)

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る市・県民税(住民税)の課税方式について、所得税の確定申告とは異なる課税方式の選択をする場合は、記入の上、納税通知書が送達される前までに提出してください。

| | | | |
|---------------|---------------|---------------|-------|
| 1月1日 現在の住所 | 鴻巣市 | 日中繋がる 電話番号 | |
| 現在の住所 | ※上記と異なる場合のみ記入 | 生年月日 | 年 月 日 |
| フリガナ | | 【職員使用欄】 | |
| 氏名 | | | |
| 個人番号 | | | |
| | | 宛名番号 | |
| | | 台帳番号 | |

(1) 特定口座(源泉徴収有)についての課税方式の選択

| 証券会社等の名称 | 収入金額 | 所得金額 | 源泉徴収された 住民税の額 | 市・県民税の 課税方式 |
|----------|------|------|------------------|------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 申告不要 申告分離課税 |
| | / | 円 | 円 | 申告不要 申告分離課税 |
| | / | 円 | 円 | 申告不要 総合課税 申告分離課税 |
| | 円 | 円 | 円 | 申告不要 申告分離課税 |
| | / | 円 | 円 | 申告不要 申告分離課税 |
| | / | 円 | 円 | 申告不要 総合課税 申告分離課税 |
| | 円 | 円 | 円 | 申告不要 申告分離課税 |
| | / | 円 | 円 | 申告不要 申告分離課税 |
| | / | 円 | 円 | 申告不要 総合課税 申告分離課税 |

(2) 特定口座(源泉徴収有)以外で配当等の受領をする場合における課税方式の選択

| 支払者等の名称 | 1回に支払いを受けるべき 配当所得等の金額 | 源泉徴収された 住民税の額 | 市・県民税の 課税方式 |
|---------|--------------------------|------------------|------------------------|
| | 円 | 円 | 申告不要 総合課税 申告分離課税 |
| | 円 | 円 | 申告不要 総合課税 申告分離課税 |
| | 円 | 円 | 申告不要 総合課税 申告分離課税 |

| 職員 使用欄 | 受付 | 入力 | 確認 |
|-----------|----|----|----|
| | / | / | / |

◎必要書類(提出前にご確認の上、該当箇所にチェックしてください)

確定申告書の本人控え(コピー可)
特定口座年間取引報告書(コピー可)※
身元確認書類の写し(個人番号カード、運転免許証、健康保険証など)
個人番号確認書類の写し(個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票)
※ ただし、確定申告により税務署に提出して、控えがない場合は必要ありません。

◎所得税と市・県民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項

1 提出期限について

所得税と市・県民税において異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書(または特別徴収税額決定通知書)が送達される前までに提出することが必要です。

(この期限を過ぎた場合は、所得税と市・県民税で異なる課税方式の選択をすることはできません。)

※納税通知書の送達時期の目安

給与所得等で市県民税特別徴収される方は、特別徴収税額決定通知書が5月31日までに給与支払者より納税義務者へ交付されます。

年金特徴または普通徴収の方は、市・県民税納税通知書を6月上旬に送付しています。

2 所得税と市・県民税において、申告不要を選択することが可能な所得について

特別徴収されている上場株式等の配当等及び源泉徴収を選択した特定口座内で取引される上場株式等の譲渡所得に限られます。

※源泉徴収されていない特定口座(簡易申告口座分)及び大口株主分、一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできません。

また、同一の源泉徴収口座内で譲渡損失と上場株式の配当等所得がある場合は、上場株式等の配当等所得に係る所得のみを申告不要とすることはできません。

【提出先】

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1-1
鴻巣市役所財務部税務課